



電放安第 93 号

令和 6 年 3 月 11 日

原子力規制委員会 殿

所在地 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

申請者名 中国電力株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 中川 賢 剛

島根原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について

令和 5 年 12 月 11 日付け、電放安第 76 号をもって申請しました島根原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

島根原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を別添のとおり補正する。

別添

島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書
(令和 5 年 12 月 11 日 電放安第 76 号) 補正前後比較表

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
10	五. 5.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間	5.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間では、供用を終了した設備のうち、管理区域内にある放射性物質により汚染された設備（ただし、ドライウエル内にあるものを除く。）（以下「原子炉本体周辺設備」という。）の解体撤去到着手する。 原子炉本体周辺設備の解体撤去は、解体時に追加的な汚染が付着しないよう、解体撤去範囲に放射性廃棄物でない廃棄物と判断できる設備がある場合は、当該設備を先行して解体撤去し、その後、解体工事準備期間中に実施した汚染状況の調査結果による放射能レベル区分に基づき、解体前に必要に応じて機器除染を実施したうえで、放射性物質として扱う必要のないもの、放射性固体廃棄物の順に、放射能レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。 また、解体撤去物のうち、放射性物質として扱う必要のないものとして処理するか放射性固体廃棄物として処理するかを判断する前段階のもの（以下「解体保管物」という。）を保管するエリア（以下「保管エリア」という。）及び解体保管物の処理を行うエリア（以下、保管エリアと併せて「保管エリア等」という。）を確保するために、原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物内の保管エリア等の設置予定場所にある設備を先行して解体撤去し、その後、保管エリア等として利用する。保管エリア等を確保した後、その他の原子炉本体周辺設備の解体撤去を進める。	5.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間では、供用を終了した設備のうち、管理区域内にある放射性物質により汚染された設備（ただし、ドライウエル内にあるものを除く。）（以下「原子炉本体周辺設備」という。）の解体撤去到着手する。 原子炉本体周辺設備の解体撤去は、解体時に追加的な汚染が付着しないよう、解体撤去範囲に放射性廃棄物でない廃棄物と判断できる設備がある場合は、当該設備を先行して解体撤去し、その後、解体工事準備期間中に実施した汚染状況の調査結果による放射能レベル区分に基づき、解体前に必要に応じて機器除染を実施したうえで、放射性物質として扱う必要のないもの、放射性固体廃棄物の順に、放射能レベルの低いものから解体撤去することを基本とする。 また、解体撤去物のうち、放射性物質として扱う必要のないものとして処理するか放射性固体廃棄物として処理するかを判断する前段階のもの（以下「解体保管物」という。）を保管するエリア（以下「保管エリア」という。）及び解体保管物の処理を行うエリア（以下、保管エリアと併せて「保管エリア等」という。）を確保するために、原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物内の保管エリア等の設置予定場所にある設備を先行して解体撤去し、その後、保管エリア等として利用する。保管エリア等を確保した後、その他の原子炉本体周辺設備の解体撤去を進める。 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間に解体する設備は、解体保管物の保管や処理を行う保管エリア等の設置予定場所、汚染レベルが比較的低いエリア、物流動線や作業場所の確保等を考慮し活用可能なエリア並びにこれらエリア解体に合わせて解体することが合理的なエリアに設置されている設備を優先的に解体することとし、廃止措置の進捗に応じて解体範囲を順次拡大する。 解体撤去は、熱的切断又は機械的切断により行う。具体的な工法は、解体する機器の構造及び汚染状況、解体に使用する工具の使用条件、解体に伴い発生する放射性粉じん（以下「粒子状放射性物質」という。）の影響等を考慮し選定する。 解体保管物は、処理を行うことにより可能な限り放射性物質として扱う必要のないものとして保管エリアから搬出していく。	・優先的に解体する設備の考え方の明確化

注）赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
10 (つづき)	五. 5.2 原子炉本体周辺 設備等解体撤去 期間 (つづき)	<p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間における解体撤去工事の方法を第5-3表に示す。また、機器除染に係る具体的な事項を「九 核燃料物質による汚染の除去」、解体撤去物の保管に係る具体的な事項を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> <p>上記作業の他、解体工事準備期間中に着手した核燃料物質の搬出、汚染状況の調査、安全貯蔵及び管理区域外の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p> <p>これら原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に行う作業を実施している間、原子炉施設のうち、建物及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、電源設備、その他の安全確保上必要な設備の必要な機能を維持管理する。</p>	<p>また、<u>管理区域内の設備の解体撤去の他、管理区域外の設備の解体撤去を実施する。</u></p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間における解体撤去工事の方法を第5-3表に示す。また、機器除染に係る具体的な事項を「九 核燃料物質による汚染の除去」、解体撤去物の保管に係る具体的な事項を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> <p>上記作業の他、解体工事準備期間中に着手した核燃料物質の搬出、汚染状況の調査及び安全貯蔵を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p> <p>これら原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に行う作業を実施している間、原子炉施設のうち、建物及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、電源設備、その他の安全確保上必要な設備の必要な機能を維持管理する。</p>	<p>備考</p> <p>・記載の適正化 (記載箇所の見直し)</p>
11		<p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間における解体撤去工事の方法を第5-3表に示す。また、機器除染に係る具体的な事項を「九 核燃料物質による汚染の除去」、解体撤去物の保管に係る具体的な事項を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> <p>上記作業の他、解体工事準備期間中に着手した核燃料物質の搬出、汚染状況の調査、安全貯蔵及び管理区域外の設備の解体撤去を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p> <p>これら原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に行う作業を実施している間、原子炉施設のうち、建物及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、電源設備、その他の安全確保上必要な設備の必要な機能を維持管理する。</p>	<p>また、<u>管理区域内の設備の解体撤去の他、管理区域外の設備の解体撤去を実施する。</u></p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間における解体撤去工事の方法を第5-3表に示す。また、機器除染に係る具体的な事項を「九 核燃料物質による汚染の除去」、解体撤去物の保管に係る具体的な事項を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> <p>上記作業の他、解体工事準備期間中に着手した核燃料物質の搬出、汚染状況の調査及び安全貯蔵を継続して実施するとともに、必要に応じて核燃料物質による汚染の除去を実施する。</p> <p>これら原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に行う作業を実施している間、原子炉施設のうち、建物及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、電源設備、その他の安全確保上必要な設備の必要な機能を維持管理する。</p>	<p>備考</p> <p>・記載の適正化 (記載箇所の見直し)</p>

注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																												
18	<p>九 第9-2表 原子炉本体周辺 設備等解体撤去 期間以降におけ る除染の方法</p>	<p>第9-2表 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降における除染の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>完了要件</th> <th>安全確保対策</th> <th>工事内容</th> <th>着手要件</th> <th>主な対象施設</th> <th>場所</th> <th>件名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>から目標値を達成する。</td> <td>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽シールド等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。</td> <td>・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</td> <td>・汚染状況調査が終了していること。 ・二次的な汚染があり、除去を行うことにより、解体における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所</td> <td>・除去に使用する機器が使用可能な状態であり、対象施設が供用を終了していること。 ・化学的又は機械的除染法（面除去、配管類の機器・配管類の隔離を行うこと）による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</td> <td>管理区域内</td> <td>機器除染</td> </tr> </tbody> </table>	完了要件	安全確保対策	工事内容	着手要件	主な対象施設	場所	件名	から目標値を達成する。	外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽シールド等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。	・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	・汚染状況調査が終了していること。 ・二次的な汚染があり、除去を行うことにより、解体における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所	・除去に使用する機器が使用可能な状態であり、対象施設が供用を終了していること。 ・化学的又は機械的除染法（面除去、配管類の機器・配管類の隔離を行うこと）による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	管理区域内	機器除染	<p>第9-2表 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降における除染の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>完了要件</th> <th>安全確保対策</th> <th>工事内容</th> <th>着手要件</th> <th>主な対象施設</th> <th>場所</th> <th>件名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>から目標値を達成する。</td> <td>外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽シールド等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</td> <td>・外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽シールド等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</td> <td>・汚染状況調査が終了していること。 ・二次的な汚染があり、除去を行うことにより、解体における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所</td> <td>・除去に使用する機器が使用可能な状態であり、対象施設が供用を終了していること。 ・化学的又は機械的除染法（面除去、配管類の機器・配管類の隔離を行うこと）による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。</td> <td>管理区域内</td> <td>機器除染</td> </tr> </tbody> </table>	完了要件	安全確保対策	工事内容	着手要件	主な対象施設	場所	件名	から目標値を達成する。	外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽シールド等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	・外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽シールド等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	・汚染状況調査が終了していること。 ・二次的な汚染があり、除去を行うことにより、解体における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所	・除去に使用する機器が使用可能な状態であり、対象施設が供用を終了していること。 ・化学的又は機械的除染法（面除去、配管類の機器・配管類の隔離を行うこと）による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	管理区域内	機器除染	<p>・記載の適正化 (本文記載内容との整合)</p>
完了要件	安全確保対策	工事内容	着手要件	主な対象施設	場所	件名																										
から目標値を達成する。	外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽シールド等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。	・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	・汚染状況調査が終了していること。 ・二次的な汚染があり、除去を行うことにより、解体における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所	・除去に使用する機器が使用可能な状態であり、対象施設が供用を終了していること。 ・化学的又は機械的除染法（面除去、配管類の機器・配管類の隔離を行うこと）による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	管理区域内	機器除染																										
完了要件	安全確保対策	工事内容	着手要件	主な対象施設	場所	件名																										
から目標値を達成する。	外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽シールド等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	・外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、遮蔽シールド等を用い、遮蔽措置を講じる。また、作業の効率化、立入制限等による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	・汚染状況調査が終了していること。 ・二次的な汚染があり、除去を行うことにより、解体における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所	・除去に使用する機器が使用可能な状態であり、対象施設が供用を終了していること。 ・化学的又は機械的除染法（面除去、配管類の機器・配管類の隔離を行うこと）による被ばく低減を図る。 ・環境への放射性物質の放出抑制及び内部被ばく低減のため、汚染レベルを考慮し、汚染拡大防止用、局所ファン、局所排風機の設置、マスク等の防護を着用する。 ・工事の実施に当たっては、作業目標線量と比較し改善を検討するなどして被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量当量率を測定するとともに、線量当量率が著しく変動するおそれのある工事は、可搬式エアモニタ装置等を用いて作業中の線量当量率を監視する。 ・原子炉建物、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備等を維持管理する。	管理区域内	機器除染																										

注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
27	十 3.2 放射性固体廃棄物の管理	3.2 放射性固体廃棄物の管理 (1) 解体工事準備期間中 (中 略)	3.2 放射性固体廃棄物の管理 (1) 解体工事準備期間中 (中 略)	
28		放射性固体廃棄物の処理フローを第10-3図(1)に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設における放射性固体廃棄物の管理は2号又は3号炉にて行う。 (中 略)	放射性固体廃棄物の処理フローを第10-3図(1)に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設における放射性固体廃棄物の管理は2号又は3号炉にて行う。 (中 略)	
		(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類・性状に応じて、以下のとおり適切に処理及び貯蔵保管を行う（2号又は3号炉との共用施設での処理及び貯蔵保管を含む。） ① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。 ⑧ 機器除染に伴い発生する使用済樹脂 機器除染に伴い発生する使用済樹脂は、廃樹脂タンク又はフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。	(2) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類・性状に応じて、以下のとおり適切に処理及び貯蔵保管を行う（2号又は3号炉との共用施設での処理及び貯蔵保管を含む。） ① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。 ⑧ 機器除染に伴い発生する使用済樹脂 機器除染に伴い発生する使用済樹脂は、廃樹脂タンク又はフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。	
		原子炉本体周辺設備の解体撤去により発生する解体撤去物のうち、解体保管物については保管エリアに保管する。解体保管物は、処理を行うことにより可能な限り放射性物質として扱う必要のないものとするが、放射性物質として扱う必要のないものにて	原子炉本体周辺設備の解体撤去により発生する解体撤去物のうち、解体保管物については保管エリアに保管する。解体保管物は速やかに容器に収納又は梱包したうえで保管する。解体撤去物のうち放射性物質が飛散しやすい解体保管物については、その状態	・解体保管物の保管方法の明確化

注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
28 (つづき)	3.2 放射性固体廃棄物の管理 (つづき)	<p>きないと判断したものは、雑固体廃棄物としてドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管する。</p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中、放射性固体廃棄物の量が、原子炉設置許可申請書に記載されている固体廃棄物貯蔵所、サイトバンカ等の貯蔵能力を超えないように管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物及び解体撤去物の処理フローを第10-3図(2)に、保管エリアの設置予定場所を第10-4図に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設における放射性固体廃棄物の管理は2号又は3号炉にて行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管を行うために、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、放射性固体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能を有する設備を維持管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物及び解体保管物の管理並びに保管エリアの管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(3) 原子炉本体等解体撤去期間以降 原子炉本体等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の管理の方法は、施設の汚染状況の調査結果を踏まえ、解体撤去の工法及び手順と合わせて検討を進め、原子炉本体等解体撤去期間に入るまでに定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>で保管エリアに長期保管することのないよう、ドラム缶への収納、あるいは除染を行った後に容器に収納する等の措置を行い汚染の拡大防止を図る。解体保管物は、処理を行うことにより可能な限り放射性物質として扱う必要のないものとするが、放射性物質として扱う必要のないものには判断したものは、雑固体廃棄物としてドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管する。</p> <p>原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中、放射性固体廃棄物の量が、原子炉設置許可申請書に記載されている固体廃棄物貯蔵所、サイトバンカ等の貯蔵能力を超えないように管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物及び解体撤去物の処理フローを第10-3図(2)に、保管エリアの設置予定場所を第10-4図に示す。なお、2号炉建物内にある1号及び2号炉共用の施設並びに1号、2号及び3号炉共用の施設における放射性固体廃棄物の管理は2号又は3号炉にて行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管を行うために、発生量を合理的に可能な限り低減するとともに、放射性固体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能を有する設備を維持管理する。</p> <p>放射性固体廃棄物及び解体保管物の管理並びに保管エリアの管理に係る必要な措置を保安規定に定めて管理する。</p> <p>(3) 原子炉本体等解体撤去期間以降 原子炉本体等解体撤去期間以降に1号炉から発生する放射性固体廃棄物の管理の方法は、施設の汚染状況の調査結果を踏まえ、解体撤去の工法及び手順と合わせて検討を進め、原子炉本体等解体撤去期間に入るまでに定め、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>備考</p> <p>・解体保管物の保管方法の明確化</p>
29				

(注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
3-3	<p>添付書類三 2.2.2 原子炉本体周辺 設備等解体撤去 期間中</p>	<p>2.2 廃止措置対象施設の周辺公衆の被ばく評価 (中 略)</p> <p>2.2.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 (1) 放射性気体廃棄物の放出による被ばく 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中における環境への放射性物質の放出に伴い周辺公衆が受ける被ばく線量は、線量目標値指針、線量評価指針、一般公衆線量評価、気象指針及び「発電用原子炉廃止措置工事環境影響評価技術調査一環境影響評価パラメータ調査研究一(平成18年度経済産業省委託調査、財団法人電力中央研究所)の添付「廃止措置工事環境影響評価ハンドブック(第3次版)」(以下「環境影響評価ハンドブック」という。)を参考に評価する。 また、評価に使用する気象条件は、現地における2009年1月から2009年12月までの観測による実測値を使用する。 なお、2号及び3号炉から放出される放射性気体廃棄物による周辺公衆が受ける被ばく線量については、「原子炉設置許可申請書添付書類九」における評価結果を用いる。 a. 放射性気体廃棄物の推定放出量 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物の種類としては、粒子状放射性物質を含む換気系からの排気が想定される。 放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放出放射物質を測定し、線量告示に定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標値は、1号炉の運転終了に伴う希ガス及びより素の放出量の減少並びに解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の大気中への推定放出量を踏まえ、以下のとおり設定する。</p>	<p>2.2 廃止措置対象施設の周辺公衆の被ばく評価 (中 略)</p> <p>2.2.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中 (1) 放射性気体廃棄物の放出による被ばく 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中における環境への放射性物質の放出に伴い周辺公衆が受ける被ばく線量は、線量目標値指針、線量評価指針、一般公衆線量評価、気象指針及び「発電用原子炉廃止措置工事環境影響評価技術調査一環境影響評価パラメータ調査研究一(平成18年度経済産業省委託調査、財団法人電力中央研究所)の添付「廃止措置工事環境影響評価ハンドブック(第3次版)」(以下「環境影響評価ハンドブック」という。)を参考に評価する。 また、評価に使用する気象条件は、現地における2009年1月から2009年12月までの観測による実測値を使用する。 なお、2号及び3号炉から放出される放射性気体廃棄物による周辺公衆が受ける被ばく線量については、「原子炉設置許可申請書添付書類九」における評価結果を用いる。 a. 放射性気体廃棄物の推定放出量 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中に1号炉から発生する放射性気体廃棄物の種類としては、粒子状放射性物質を含む換気系からの排気が想定される。 放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放出放射物質を測定し、線量告示に定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。 放出管理目標値は、1号炉の運転終了に伴う希ガス及びより素の放出量の減少並びに解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の大気中への推定放出量を踏まえ、以下のとおり設定する。</p>	<p>・変更なし</p>

注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
3-4	<p>補正書類三 2.2.2 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中</p> <p>(つづき)</p>	<p>(a) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中における放出量</p> <p>i 希ガス及びびよう素 希ガス及びびよう素については、解体工事準備期間中と同様、1号炉が原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していることから無視できる。</p> <p>ii 粒子状放射性物質 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中は、1号炉の管理区域内における放射性物質によって汚染された設備の解体撤去工事に伴い、粒子状放射性物質が発生する。 解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の大気中への推定放出量は、原子炉本体周辺設備の推定放射性物質の気中移行割合を乗じ、汚染拡大防止囲いからの漏えい率並びに局所フィルター及び建物換気系フィルターの捕集効率を考慮して求める。</p> <p>解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の大気中への移行フローを第3-2-2図に示す。</p> <p>放出期間については、原子炉本体周辺設備の解体撤去工事を1年間で行い、粒子状放射性物質が1年間ですべて放出されるものとして評価する。</p> <p>大気中への推定放出量の評価は、以下のとおり行う。 $Q_{Ai} = A_{ri} \cdot F_{Ai} \cdot \{(1 - D_{F1}) \cdot (1 - D_{D1}) + F_{T1} \cdot (1 - D_{D2})\} \quad (14)$ ここで、 Q_{Ai} : 解体撤去工事に伴う核種 i の大気中への放出量 (Bq) A_{ri} : 原子炉本体周辺設備の核種 i の推定放射能 (Bq) F_{Ai} : 解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合 f_s : 飛散率 f_L : 切断等による欠損割合 F_{T1} : 汚染拡大防止囲いからの漏えい率 D_{F1} : 局所フィルターの捕集効率 D_{D2} : 建物換気系フィルターの捕集効率</p>	<p>(a) 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中における放出量</p> <p>i 希ガス及びびよう素 希ガス及びびよう素については、解体工事準備期間中と同様、1号炉が原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していることから無視できる。</p> <p>ii 粒子状放射性物質 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中は、1号炉の管理区域内における放射性物質によって汚染された設備の解体撤去工事に伴い、粒子状放射性物質が発生する。 解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質 (ガス状の放射性物質を含む) の大気中への推定放出量は、原子炉本体周辺設備の推定放射能に、解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合を乗じ、汚染拡大防止囲いからの漏えい率並びに局所フィルター及び建物換気系フィルターの捕集効率を考慮して求める。</p> <p>解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質の大気中への移行フローを第3-2-2図に示す。</p> <p>放出期間については、原子炉本体周辺設備の解体撤去工事を1年間で行い、粒子状放射性物質が1年間ですべて放出されるものとして評価する。</p> <p>大気中への推定放出量の評価は、以下のとおり行う。 $Q_{Ai} = A_{ri} \cdot F_{Ai} \cdot \{(1 - D_{F1}) \cdot (1 - D_{D1}) + F_{T1} \cdot (1 - D_{D2})\} \quad (14)$ ここで、 Q_{Ai} : 解体撤去工事に伴う核種 i の大気中への放出量 (Bq) A_{ri} : 原子炉本体周辺設備の核種 i の推定放射能 (Bq) F_{Ai} : 解体撤去工事に伴う放射性物質の気中移行割合 $F_A = f_s \times f_L$ f_s : 飛散率 f_L : 切断等による欠損割合 F_{T1} : 汚染拡大防止囲いからの漏えい率 D_{F1} : 局所フィルターの捕集効率 D_{D2} : 建物換気系フィルターの捕集効率</p>	<p>・記載の適正化</p>

(注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																																								
3-18	<p>添付書類三 第3-2-14表 放出量評価に使用 するパラメータ</p>	<p>第3-2-14表 放出量評価に使用するパラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合</td> <td>F_A</td> <td>—</td> <td>第3-2-15表に示す。</td> </tr> <tr> <td>汚染拡大防止囲いからの漏えい率</td> <td>r₁</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>局所フィルタの捕集効率</td> <td>D_{F1}</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建物換気系フィルタの捕集効率</td> <td>D_{F2}</td> <td>—</td> <td>0.99^{*1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：出典 環境影響評価ハンドブック</p>	パラメータ	記号	単位	数値	解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合	F _A	—	第3-2-15表に示す。	汚染拡大防止囲いからの漏えい率	r ₁	—	1	局所フィルタの捕集効率	D _{F1}	—	0	建物換気系フィルタの捕集効率	D _{F2}	—	0.99 ^{*1}	<p>第3-2-14表 放出量評価に使用するパラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>記号</th> <th>単位</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解体撤去工事に伴う放射性物質の気中移行割合</td> <td>F_A</td> <td>—</td> <td>第3-2-15表に示す。</td> </tr> <tr> <td>汚染拡大防止囲いからの漏えい率</td> <td>r₁</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>局所フィルタの捕集効率</td> <td>D_{F1}</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>建物換気系フィルタの捕集効率</td> <td>D_{F2}</td> <td>—</td> <td>0.99^{*1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：出典 環境影響評価ハンドブック</p>	パラメータ	記号	単位	数値	解体撤去工事に伴う放射性物質の気中移行割合	F _A	—	第3-2-15表に示す。	汚染拡大防止囲いからの漏えい率	r ₁	—	1	局所フィルタの捕集効率	D _{F1}	—	0	建物換気系フィルタの捕集効率	D _{F2}	—	0.99 ^{*1}	<p>・記載の適正化</p>
パラメータ	記号	単位	数値																																									
解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合	F _A	—	第3-2-15表に示す。																																									
汚染拡大防止囲いからの漏えい率	r ₁	—	1																																									
局所フィルタの捕集効率	D _{F1}	—	0																																									
建物換気系フィルタの捕集効率	D _{F2}	—	0.99 ^{*1}																																									
パラメータ	記号	単位	数値																																									
解体撤去工事に伴う放射性物質の気中移行割合	F _A	—	第3-2-15表に示す。																																									
汚染拡大防止囲いからの漏えい率	r ₁	—	1																																									
局所フィルタの捕集効率	D _{F1}	—	0																																									
建物換気系フィルタの捕集効率	D _{F2}	—	0.99 ^{*1}																																									
	<p>第3-2-15表 粒子状放射性物質の 気中移行割合</p>	<p>第3-2-15表 粒子状放射性物質の気中移行割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物</th> <th>解体工法</th> <th>放射性物質の性状</th> <th>飛散率^{*1} f_s</th> <th>欠損割合 f_i</th> <th>気中移行割合 f_s×f_i</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二次的な汚染によるもの</td> <td>金属</td> <td>気中熱的</td> <td>0.7</td> <td>0.1</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td></td> <td>切斷</td> <td>1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：出典 環境影響評価ハンドブック</p>	対象物	解体工法	放射性物質の性状	飛散率 ^{*1} f _s	欠損割合 f _i	気中移行割合 f _s ×f _i	二次的な汚染によるもの	金属	気中熱的	0.7	0.1	0.07		切斷	1	0.1	0.1	<p>第3-2-15表 放射性物質の気中移行割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物</th> <th>解体工法</th> <th>放射性物質の性状</th> <th>飛散率^{*1} f_s</th> <th>欠損割合 f_i</th> <th>気中移行割合 f_s×f_i</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二次的な汚染によるもの</td> <td>金属</td> <td>気中熱的</td> <td>0.7</td> <td>0.1</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td></td> <td>切斷</td> <td>1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：出典 環境影響評価ハンドブック</p>	対象物	解体工法	放射性物質の性状	飛散率 ^{*1} f _s	欠損割合 f _i	気中移行割合 f _s ×f _i	二次的な汚染によるもの	金属	気中熱的	0.7	0.1	0.07		切斷	1	0.1	0.1	<p>・記載の適正化</p>						
対象物	解体工法	放射性物質の性状	飛散率 ^{*1} f _s	欠損割合 f _i	気中移行割合 f _s ×f _i																																							
二次的な汚染によるもの	金属	気中熱的	0.7	0.1	0.07																																							
		切斷	1	0.1	0.1																																							
対象物	解体工法	放射性物質の性状	飛散率 ^{*1} f _s	欠損割合 f _i	気中移行割合 f _s ×f _i																																							
二次的な汚染によるもの	金属	気中熱的	0.7	0.1	0.07																																							
		切斷	1	0.1	0.1																																							

注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																												
3-19	添付書類三 第3-2-16表 原子炉本体周辺 設備等解体撤去 期間中における 放射性気体廃棄 物の年間放出量	第3-2-16表 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中における放射性 気体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y) <table border="1" data-bbox="391 1153 646 1736"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>1号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td>4.9×10⁹</td> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td>5.4×10⁷</td> </tr> <tr> <td>Co-60</td> <td>2.1×10⁸</td> </tr> <tr> <td>Ni-63</td> <td>2.0×10⁸</td> </tr> <tr> <td>合計(評価対象核種)</td> <td>5.3×10⁹</td> </tr> <tr> <td>合計(第3-2-13表に示す全核種)</td> <td>5.4×10⁹</td> </tr> </tbody> </table>	核種	1号炉	H-3	4.9×10 ⁹	C-14	5.4×10 ⁷	Co-60	2.1×10 ⁸	Ni-63	2.0×10 ⁸	合計(評価対象核種)	5.3×10 ⁹	合計(第3-2-13表に示す全核種)	5.4×10 ⁹	第3-2-16表 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間中における放射性 気体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y) <table border="1" data-bbox="391 448 646 1041"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>1号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H-3</td> <td>4.9×10⁹</td> </tr> <tr> <td>C-14</td> <td>5.4×10⁷</td> </tr> <tr> <td>Co-60</td> <td>2.1×10⁸</td> </tr> <tr> <td>Ni-63</td> <td>2.0×10⁸</td> </tr> <tr> <td>合計(評価対象核種)</td> <td>5.3×10⁹</td> </tr> <tr> <td>合計(第3-2-13表に示す全核種)</td> <td>5.4×10⁹</td> </tr> </tbody> </table>	核種	1号炉	H-3	4.9×10 ⁹	C-14	5.4×10 ⁷	Co-60	2.1×10 ⁸	Ni-63	2.0×10 ⁸	合計(評価対象核種)	5.3×10 ⁹	合計(第3-2-13表に示す全核種)	5.4×10 ⁹	・記載の適正化
核種	1号炉																															
H-3	4.9×10 ⁹																															
C-14	5.4×10 ⁷																															
Co-60	2.1×10 ⁸																															
Ni-63	2.0×10 ⁸																															
合計(評価対象核種)	5.3×10 ⁹																															
合計(第3-2-13表に示す全核種)	5.4×10 ⁹																															
核種	1号炉																															
H-3	4.9×10 ⁹																															
C-14	5.4×10 ⁷																															
Co-60	2.1×10 ⁸																															
Ni-63	2.0×10 ⁸																															
合計(評価対象核種)	5.3×10 ⁹																															
合計(第3-2-13表に示す全核種)	5.4×10 ⁹																															

注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
4-3	<p>補正箇所</p> <p>添付書類四</p> <p>2.2.1 粒子状放射性物質の放出量</p>	<p>2.2.1 粒子状放射性物質の大気中への放出量</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>建物換気系フィルタの破損により大気中へ放出される粒子状放射性物質の量の算出は、次の条件に基づいて行う。</p> <p>a. 原子炉本体周辺設備の解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質（ガス状の放射性物質を含む。）全量が、建物換気系フィルタに付着しているものとする。ここで、建物の建物換気系フィルタを対象とする。</p> <p>b. 建物換気系フィルタの交換は考慮しない。</p> <p>c. 事故により、原子炉建物の建物換気系フィルタに付着している粒子状放射性物質全量が、大気中に放出されるものとする。</p> <p>(2) 粒子状放射性物質の放出量の評価</p> <p>建物換気系フィルタの破損に伴う粒子状放射性物質の大気中への放出量の評価は、以下のとおり行う。</p> $Q_{Bi} = A_{Bi} \cdot F_A \quad (3)$ <p>ここで、</p> <p>Q_{Bi} : 事故期間中の核種 i の大気中への放出量 (Bq)</p> <p>A_{Bi} : 原子炉本体周辺設備の核種 i の推定放射能 (Bq)</p> <p>F_A : 解体撤去工事に伴う粒子状放射性物質の気中移行割合</p> $F_A = f_s \times f_L$ <p>f_s : 飛散率</p> <p>f_L : 切断による欠損割合</p> <p>粒子状放射性物質の大気中への放出量評価に使用するパラメータのうち、原子炉本体周辺設備の推定放射能を第4-2-1表、粒子状放射性物質の気中移行割合を第4-2-2表に示す。</p> <p>(3) 評価結果</p> <p>上記の条件に基づいて評価した粒子状放射性物質の大気中への放出量は第4-2-3表のとおりである。</p> <p>なお、粒子状放射性物質が大気中に放出されるまでの過程を第4-2-1図に示す。</p>	<p>2.2.1 粒子状放射性物質の大気中への放出量</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>建物換気系フィルタの破損により大気中へ放出される粒子状放射性物質の量の算出は、次の条件に基づいて行う。</p> <p>a. 原子炉本体周辺設備の解体撤去工事に伴い発生する粒子状放射性物質（ガス状の放射性物質を含む。）全量が、建物換気系フィルタに付着しているものとする。ここで、建物の建物換気系フィルタを対象とする。</p> <p>b. 建物換気系フィルタの交換は考慮しない。</p> <p>c. 事故により、原子炉建物の建物換気系フィルタに付着している粒子状放射性物質全量が、大気中に放出されるものとする。</p> <p>(2) 粒子状放射性物質の放出量の評価</p> <p>建物換気系フィルタの破損に伴う粒子状放射性物質の大気中への放出量の評価は、以下のとおり行う。</p> $Q_{Bi} = A_{Bi} \cdot F_A \quad (3)$ <p>ここで、</p> <p>Q_{Bi} : 事故期間中の核種 i の大気中への放出量 (Bq)</p> <p>A_{Bi} : 原子炉本体周辺設備の核種 i の推定放射能 (Bq)</p> <p>F_A : 解体撤去工事に伴う放射性物質の気中移行割合</p> $F_A = f_s \times f_L$ <p>f_s : 飛散率</p> <p>f_L : 切断による欠損割合</p> <p>粒子状放射性物質の大気中への放出量評価に使用するパラメータのうち、原子炉本体周辺設備の推定放射能を第4-2-1表、放射性物質の気中移行割合を第4-2-2表に示す。</p> <p>(3) 評価結果</p> <p>上記の条件に基づいて評価した粒子状放射性物質の大気中への放出量は第4-2-3表のとおりである。</p> <p>なお、粒子状放射性物質が大気中に放出されるまでの過程を第4-2-1図に示す。</p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
4-4	<p>補正書類四 2.2.2 線量の評価</p>	<p>2.2.2 線量の評価 <u>(1) 評価前提</u> 線量の評価に用いる相対濃度 (x/Q) 及び相対線量 (D/Q) は、2009年1月から2009年12月までの1年間の観測データを使用して、気象指針に示された方法に従って求めたものを用いる。評価に使用する相対濃度 (x/Q) 及び相対線量 (D/Q) を第4-2-4表に示す。 <u>(2) 評価方法</u> 周辺公衆に対する被ばく経路には、短期的に被ばくする経路（呼吸摂取による内部被ばく及び放射性雲からのγ線による外部被ばく）及び放射性物質の放出後に長期的に被ばくする経路（農作物摂取等による内部被ばく及び地表沈着物からの外部被ばく）がある。事故時においては、付近への立入制限、土地表面の除染、農作物の摂取制限等の措置が行われることから、短期的に被ばくする経路について評価するものとする。 したがって、周辺公衆の受ける線量は、建物換気系フィルタが地表面に落下し、地表面から大気中に放出された粒子状放射性物質が、放射性雲となって風下に流れ、この放射性雲の呼吸摂取による内部被ばく及び放射性雲からのγ線による外部被ばくを対象に評価する。 <u>(3) 実効線量の評価式</u> 敷地境界外における実効線量は、次に述べる内部被ばくによる実効線量及び外部被ばくによる実効線量の和として計算する。実効線量評価に使用するパラメータを第4-2-5表に示す。 線量評価に用いる核種は、「添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」で評価した核種のうち、各評価経路における線量寄与の割合が1%以上となる核種を対象とする。 (以下略)</p>	<p>2.2.2 線量の評価 <u>(1) 評価前提</u> 線量の評価に用いる相対濃度 (x/Q) 及び相対線量 (D/Q) は、2009年1月から2009年12月までの1年間の観測データを使用して、気象指針に示された方法に従って求めたものを用いる。評価に使用する相対濃度 (x/Q) 及び相対線量 (D/Q) を第4-2-4表に示す。 <u>(2) 評価方法</u> 周辺公衆に対する被ばく経路には、短期的に被ばくする経路（呼吸摂取による内部被ばく及び放射性雲からのγ線による外部被ばく）及び放射性物質の放出後に長期的に被ばくする経路（農作物摂取等による内部被ばく及び地表沈着物からの外部被ばく）がある。事故時においては、付近への立入制限、土地表面の除染、農作物の摂取制限等の措置が行われることから、短期的に被ばくする経路について評価するものとする。 したがって、周辺公衆の受ける線量は、建物換気系フィルタが地表面に落下し、地表面から大気中に放出された粒子状放射性物質が、放射性雲となって風下に流れ、この放射性雲の呼吸摂取による内部被ばく及び放射性雲からのγ線による外部被ばくを対象に評価する。 <u>(3) 実効線量の評価式</u> 敷地境界外における実効線量は、次に述べる内部被ばくによる実効線量及び外部被ばくによる実効線量の和として計算する。実効線量評価に使用するパラメータを第4-2-5表に示す。 線量評価に用いる評価対象核種は、「添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書」で評価した核種のうち、各評価経路における線量寄与の割合が1%以上となる核種を対象とする。 (以下略)</p>	<p>• 記載の適正化</p>

注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考																				
4-8	補正箇所 添付書類四 第4-2-2表 粒子状放射性物質の 気中移行割合	<p>第4-2-2表 粒子状放射性物質の気中移行割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物</th> <th>解体工法</th> <th>飛散率^{*1} f_s</th> <th>欠損割合 f_t</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二次的な汚染によるもの</td> <td>金属 気中熱的切断</td> <td>0.7</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：出典 環境影響評価ハンドブック</p>	対象物	解体工法	飛散率 ^{*1} f _s	欠損割合 f _t	二次的な汚染によるもの	金属 気中熱的切断	0.7	0.1	<p>第4-2-2表 放射性物質の気中移行割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物</th> <th>解体工法</th> <th>放射性物質の性状</th> <th>飛散率^{*1} f_s</th> <th>欠損割合 f_t</th> <th>気中移行割合 f_s×f_t</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二次的な汚染によるもの</td> <td>金属 気中熱的切断</td> <td>粒子状 ガス状</td> <td>0.7</td> <td>0.1</td> <td>0.07 0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：出典 環境影響評価ハンドブック</p>	対象物	解体工法	放射性物質の性状	飛散率 ^{*1} f _s	欠損割合 f _t	気中移行割合 f _s ×f _t	二次的な汚染によるもの	金属 気中熱的切断	粒子状 ガス状	0.7	0.1	0.07 0.1	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
対象物	解体工法	飛散率 ^{*1} f _s	欠損割合 f _t																					
二次的な汚染によるもの	金属 気中熱的切断	0.7	0.1																					
対象物	解体工法	放射性物質の性状	飛散率 ^{*1} f _s	欠損割合 f _t	気中移行割合 f _s ×f _t																			
二次的な汚染によるもの	金属 気中熱的切断	粒子状 ガス状	0.7	0.1	0.07 0.1																			
	第4-2-3表 建物換気系フイ ルタの破損時の 粒子状放射性物質 放出量	<p>第4-2-3表 建物換気系フイルタの破損時の粒子状放射性物質放出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>粒子状放射性物質放出量 (Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Fe-55</td> <td>8.5×10⁹</td> </tr> <tr> <td>Co-60</td> <td>1.4×10¹⁰</td> </tr> <tr> <td>Ni-63</td> <td>1.3×10¹⁰</td> </tr> </tbody> </table>	核種	粒子状放射性物質放出量 (Bq)	Fe-55	8.5×10 ⁹	Co-60	1.4×10 ¹⁰	Ni-63	1.3×10 ¹⁰	<p>第4-2-3表 建物換気系フイルタの破損時の粒子状放射性物質放出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>粒子状放射性物質放出量 (Bq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Fe-55</td> <td>8.5×10⁹</td> </tr> <tr> <td>Co-60</td> <td>1.4×10¹⁰</td> </tr> <tr> <td>Ni-63</td> <td>1.3×10¹⁰</td> </tr> <tr> <td>合計(評価対象核種)</td> <td>3.6×10¹⁰</td> </tr> <tr> <td>合計(第4-2-1表に示す全核種)</td> <td>3.7×10¹⁰</td> </tr> </tbody> </table>	核種	粒子状放射性物質放出量 (Bq)	Fe-55	8.5×10 ⁹	Co-60	1.4×10 ¹⁰	Ni-63	1.3×10 ¹⁰	合計(評価対象核種)	3.6×10 ¹⁰	合計(第4-2-1表に示す全核種)	3.7×10 ¹⁰	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
核種	粒子状放射性物質放出量 (Bq)																							
Fe-55	8.5×10 ⁹																							
Co-60	1.4×10 ¹⁰																							
Ni-63	1.3×10 ¹⁰																							
核種	粒子状放射性物質放出量 (Bq)																							
Fe-55	8.5×10 ⁹																							
Co-60	1.4×10 ¹⁰																							
Ni-63	1.3×10 ¹⁰																							
合計(評価対象核種)	3.6×10 ¹⁰																							
合計(第4-2-1表に示す全核種)	3.7×10 ¹⁰																							

注) 赤下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。